

入札制度の改正について

入札制度について、令和5年4月1日以降に入札公告を行う案件から次のとおり改正します。

1 入札参加条件（地域要件）について

【建設工事】

予定価格が130万円以上5億円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、電気通信工事、造園工事及び解体工事の入札の参加条件を、三条市内に本社・本店を有する者とします。

ただし、地域貢献要件を参加の条件とする入札（※）については、従前のおり（三条市内に本社・本店・営業所を有する者（営業所にあつては前年度に同営業所での入札参加実績がある者））とします。

なお、特定共同企業体に係る入札については、代表者にこの要件を適用します。

※ 災害時における応急対策等に関する協定を締結している団体の構成員であることや、市道の除雪作業の受託者であることを参加の条件とする入札

【建設コンサルタント等業務委託】

一般測量業務の入札の参加資格を、三条市内に本社・本店を有する者とします。

ただし、地域貢献要件を参加の条件とする入札については、従前のおり（三条市内に本社・本店・営業所を有する者（営業所にあつては前年度に同営業所での入札参加実績がある者））とします。

2 入札参加条件（地域貢献要件）について

【建設工事】

造園工事の一部の入札について、三条市と災害時における応急対策等に関する協定を締結している団体の構成員であることを参加条件に加えることとします。

3 入札参加条件（工事成績要件）について

【建設工事】

土木一式工事及び管工事の一部の入札の参加条件としていた工事成績要件（過去2年度の工事成績評点の平均点が75点以上の者であること）を廃止します。

4 プロポーザル方式による一級建築設計業務の受託者選定について

プロポーザル方式による一級建築設計業務の受託者選定について、三条市内に本社・本店を有する者以外の者にあつては、受託予定者として選定された後、契約締結に当たり三条市内に本社・本店を有する一級建築設計業務所（三条市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に一級建築設計業務で登録されている者に限る。）と特定共同企業体を結成できる者であることを参加条件とします。

5 建設産業における週休2日の推進について

受注者が週休2日の確保に取り組む工事について、次のとおり現場閉所の状況に応じた労務費等の補正を行います。

ただし、緊急性を要する場合など、発注者が週休2日の確保が妥当ではないと判断した工事は対象外とします。

○土木工事

現場閉所の状況に応じた標準単価を計上するとともに、労務費、機械経費（賃料）、市場単価及び間接工事費率に次の補正係数を乗じ、増額変更を行います。

・補正係数の一覧表

	4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03
市場単価	別紙1「市場単価の週休2日補正係数」による。		

※ 厚生労働省の諸経費体系を適用する工事は、当該設計書の諸経費体系に示す年度の「水道施設整備費に係る歩掛表」の補正係数を乗じるものとします。

○営繕工事

現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、増額変更を行います。（市場単価等の補正率は、別紙2「令和2年6月23日付け国営積第4号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知」を準用）

・補正係数の一覧表

	4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
労務費	1.05	1.03	1.01

市場単価補正係数の一覧表

1 一般土木

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接工)		1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植樹※1	1.05	1.03	1.01
	剪定※2	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00

※1 支柱設置、支柱撤去、地被類植付工、移植工(掘削工)を含む。

※2 施肥、抜根除草、芝刈、灌水、防除を含む。

市場単価補正係数の一覧表

2 下水道

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.02	1.01
リップ付硬質塩化ビニル管設置		1.03	1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
砂基礎工	機械施工	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	機械施工	1.05	1.03	1.01
組立マンホール設置工		1.05	1.03	1.01
小型マンホール工		1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.01	1.00
取付管およびます設置工	取付管敷設及び支管取付工	1.02	1.01	1.00

国 営 積 第 4 号
令和2年6月23日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 〓

大臣官房官庁営繕部計画課
営繕積算企画調整室長
(公 印 省 略)

営繕工事における週休2日促進工事の
実施に係る積算方法等の運用について (改定)

「営繕工事における週休2日促進工事の実施について (改定)」(令和2年6月23日付け国地契第15号、国営管第158号、国営計第37号、国営建技第3号。以下「課長通達」という。)により営繕工事における週休2日促進工事実施要領が改定されたところであるが、同要領による営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について下記のとおり改定したので適切に対応されたい。なお、令和2年6月30日以前に入札手続等を行った工事については、従前の例による。

記

1. 工事費の積算方法

週休2日促進工事において、現場閉所(現場休息)の状況に応じて、「2. 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に課長通達の補正係数を

乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、課長通達の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A - 2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設 備(ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21